

## 尾鷲市広報紙広告掲載要領

### (目的)

第1条 この要領は、尾鷲市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に基づき、尾鷲市広報紙（以下「広報おわせ」という。）に掲載する広告の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (広告の規格)

第2条 要綱第4条に規定する広報おわせへの広告の掲載位置、掲載枠数、規格等は次に掲げるとおりとする。

- (1) 広告の位置：市が指定するページ及び位置。
- (2) 枠数：4枠を基本とするが、必要に応じて追加することができる。
- (3) 広告の規格：以下のとおり。

1 枠は、縦50ミリ、横80ミリ。

隣接する2枠分を1枠として使用が可能。この場合の規格は、縦50ミリ、横170ミリ。

2 掲載広告は、広告を掲載する者（以下「広告主」という。）1人当たり2枠までを限度とするが、他に競合する者がいない場合に限り、4枠まで掲載できるものとする。

### (広告の掲載期間)

第3条 要綱第5条に規定する広告の掲載期間は、1カ月を単位として、当該広告の掲載を希望する広報おわせの作成時期が年度内に収まる期間の範囲（5月号から4月号まで）内で、希望により複数月の掲載を可とする。

### (広告掲載料)

第4条 広告の掲載料金は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市内に事業所等を有する事業者（以下「市内事業者」という。）について  
1 枠当たり、1カ月10,000円（消費税を含む。）
- (2) 市内に事業所等を有しない事業者（以下「市外事業者」という。）について  
1 枠当たり、1カ月15,000円（消費税を含む。）
- (3) 隣接する2枠分を1枠として利用する場合  
市内業者および市外業者とも、それぞれ上記の倍の金額

2 広告掲載決定後、広告主は広告掲載料を市が指定した日までに、市が発行する納入通知書により一括して前納するものとする。

### (広告掲載料の返還)

第5条 市は、広告の掲載を決定した号において広告主の責に帰さない理由により当該広告を掲載しなかったとき及び要綱第9条の規定による広告掲載の取り下げを受理したときは、すでに掲載され

た月の掲載料を除き、納付済み広告掲載料を広告主に返還する。

- 2 市は、要綱第8条の規定により広告掲載を取り消した場合において、既に広告掲載料が納付されているときは、既に掲載された月の掲載料及び取り消しを決定した月に掲載を予定している1カ月の掲載料を除き、納付済み広告掲載料を広告主に返還する。
- 3 前各項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

#### (広告の募集方法)

第6条 要綱第7条の規定による広告の募集方法は、広報おわせ及び尾鷲市ホームページに募集要領等を掲載することにより、公募するものとする。

#### (広告の申込方法)

第7条 広告の掲載を希望する者は、尾鷲市広報紙広告掲載申込書(様式第1号)により市に申し込むものとし、次の資料及び原稿を添付するものとする。なお、これら添付資料に要する経費は、広告主が負担するものとする。

- (1) 広告の原稿(版下又は電子データ)
- (2) その他参考となる資料

#### (広告原稿の修正)

第8条 市は、前条の規定により提出された広告原稿の内容が第2条及び要綱第3条の規定に違反すると認める場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

#### (広告の変更)

第9条 広告主は、広告の掲載期間が複数月にわたる場合は、市にあらかじめ協議した上、当該広告の内容を原則として月単位で変更することができるものとする。この場合において、第8条の規定を準用する。

#### (広告掲載の決定)

第10条 市は、第7条の規定による申し込みがあった場合は、募集期間終了後、速やかに第11条に規定する尾鷲市広報紙広告掲載審査会を開催し、要綱第7条第2項に規定する順位により広告掲載を決定する。この場合、同じ順位のとときは、掲載希望枠数の多いものを優先して選定することができる。

- 2 市は前項の規定により決定したときは、尾鷲市広報紙広告掲載(不掲載)決定通知書(様式第2号)により当該申込者に通知する。

#### (審査会)

第11条 要綱第12条の規定により、広報おわせに掲載する広告の可否を審査するため、尾鷲市広

報紙広告掲載審査会（以下「審査会」という。）を設ける。

2 審査会は次のとおり委員長及び委員をもって構成する。

（1）委員長は、市長公室長をもって充て、会務を掌理する。

（2）委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

総務課長・税務課長・福祉保健課長・水産商工食のまち課長・教育総務課長

3 審査会の会議は、委員長がその議長となる。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

5 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

6 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

7 委員長は、必要があると認めるときは、審査会に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

8 委員長が特に会議を開く必要がないと認めた案件は、回議により審査を行うことができる。

9 審査会の事務局は、市長公室に置く。

（協議）

第12条 この要領に定めるもののほか必要な事項は別に定めるが、疑義が生じた場合は、市と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

附 則

この要領は平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成26年4月1日から施行する。